

# 教職ブラッシュアップ編 「特別支援教育」

発達支援室ひだまり 室長  
齋藤 忍



独立行政法人教職員支援機構

# 特殊教育から 特別支援教育へ

2007年は「特別支援教育元年」

- 2004.12 「発達障害者支援法」成立
- 2005. 4 「発達障害者支援法」施行  
(→ 2016. 8 改正法の施行)
- 2006. 4 「学校教育法施行規則」  
改正・施行
- 2006. 6 「学校教育法」改正
- 2007. 7 「学校教育法」施行

# 小学校学習指導要領解説：総則編

---

- ・ 「**障害者の権利に関する条約**」に掲げられている**教育の理念**の実現に向けて
  - 通常の学級にも、**障害のある児童のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童**が在籍している可能性があることを前提に
  - **全ての教職員**が**特別支援教育の目的や意義**について**十分に理解**することが不可欠

# 障害者の権利に関する条約（第24条）

- ・ インクルーシブ教育システム  
(inclusive education system)

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

- ① 障害のある者が一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと、
  - ② 自己の生活する地域において、初等中等教育の機会が与えられること、
  - ③ 個人に必要な「合理的配慮」（reasonable accommodation）が提供されること
- 等が、締約国に求められている。

# 小学校学習指導要領解説：総則編より

## 第4 児童の発達の支援

※一部抜粋

### 2 特別な配慮を必要とする児童への指導

#### (1) 障害のある児童などへの指導

ア 児童の障害の状態等に応じた指導の工夫

(解説：各教科等編にも支援事例掲載)

イ 特別支援学級における特別の教育課程

ウ 通級による指導における特別の教育課程

エ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の  
作成と活用

## 第5 学校運営上の留意事項

### 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の 連携

イ 交流及び共同学習

# 障害の状態等に応じた指導の工夫とは

---

障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない。

- ・ 児童一人一人の障害の状態や特性
- ・ 心身の発達の段階等



学習上又は生活上の困難が異なる



個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行う。

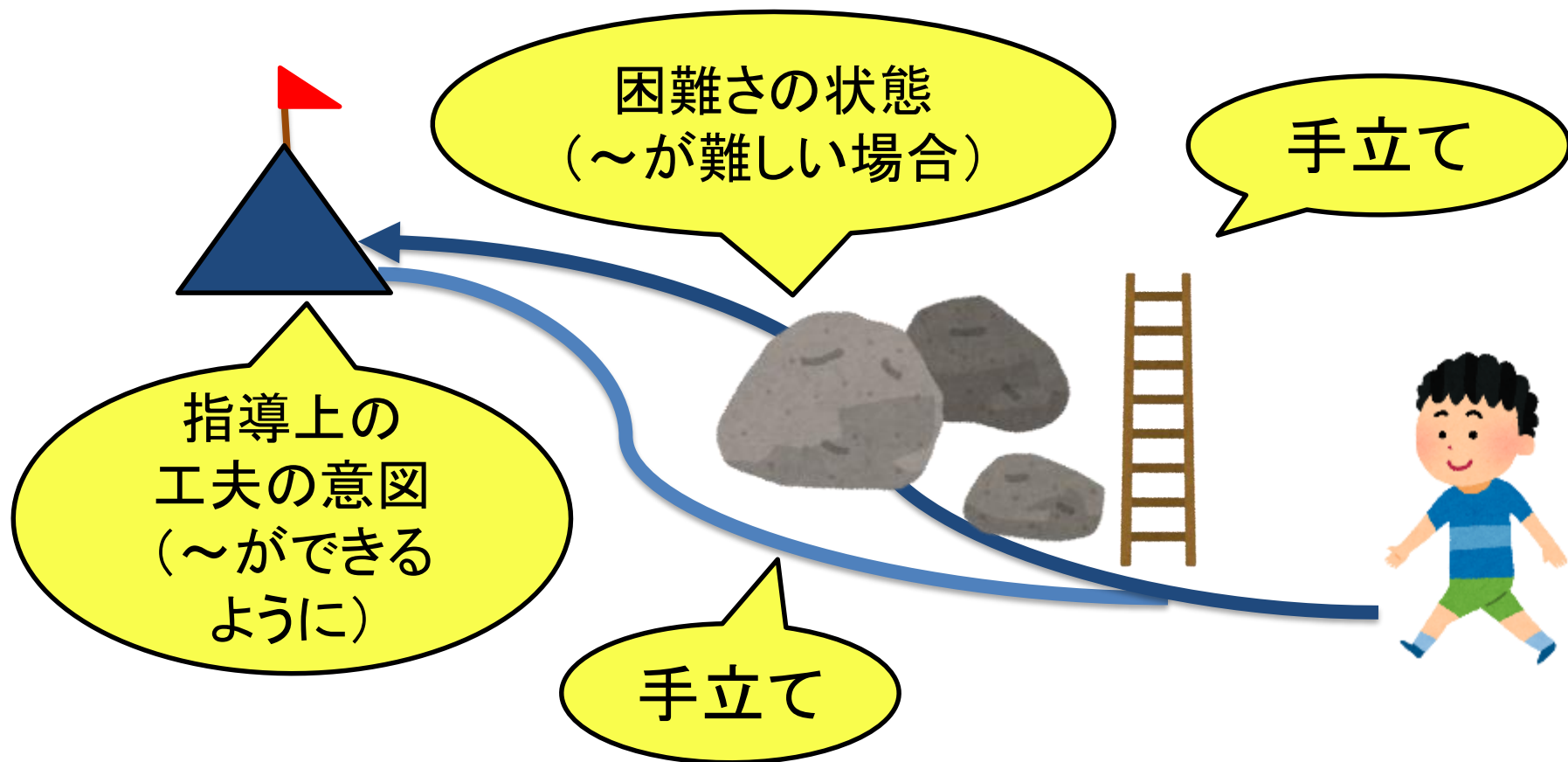
# 個に応じた指導を充実させるための プロセス

(小学校学習指導要領解説：各教科等編より)

- ① 学びの過程で考えられる【**困難さの状態**】  
を把握し、
  - ② 【**指導上の工夫の意図**】をもった上で、
  - ③ 【**手立て**】を講じる
- ことが重要である。

➡ 個別の指導計画を作成し、必要な配慮を  
記載し、翌年度の担任等に引き継ぐこと  
などが必要である。

「**困難さの状態**」を把握し、  
「**指導上の工夫の意図**」を持った上で、  
「**手立て**」を講じる



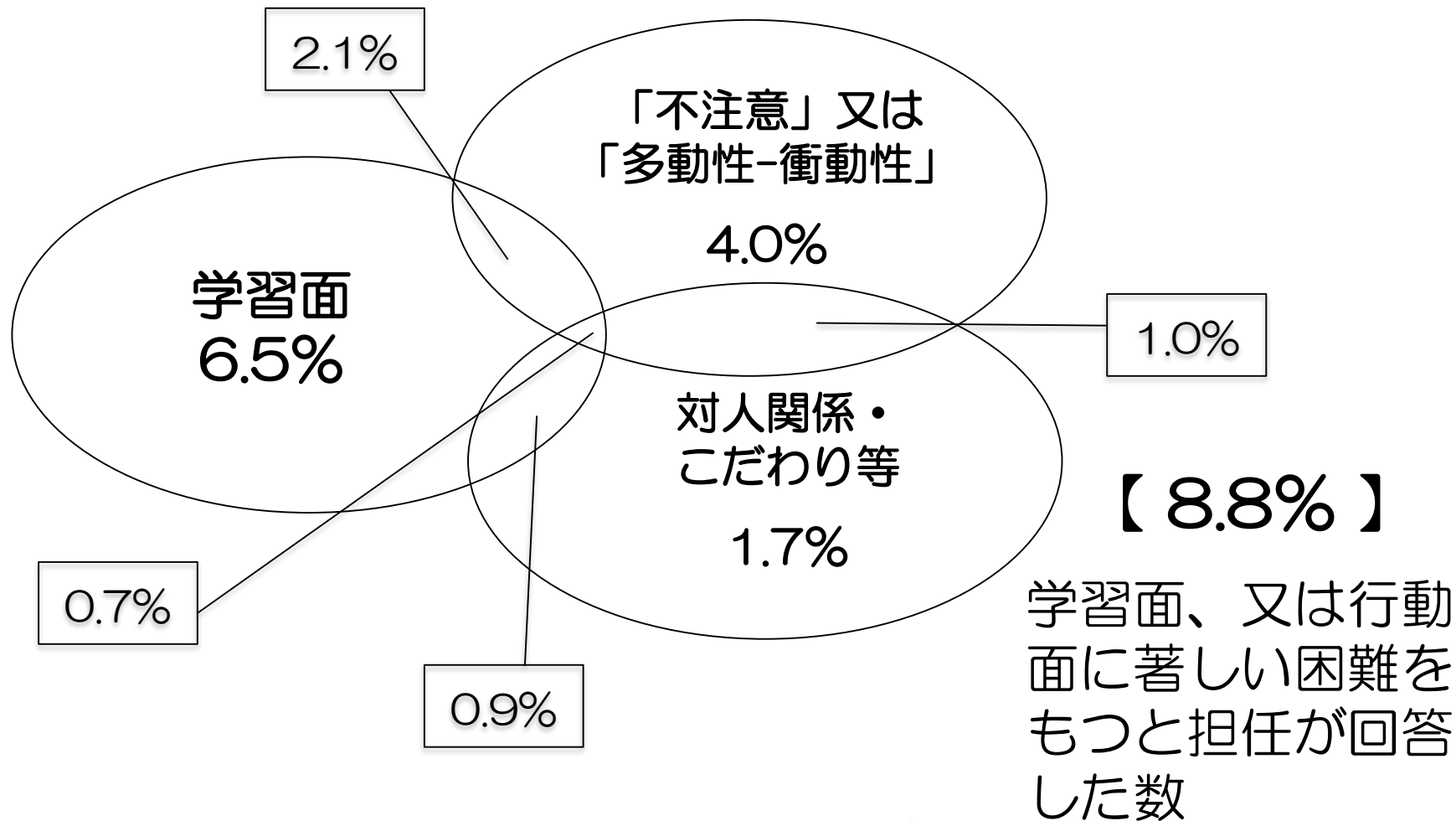


# 個々の困難さ (小学校学習指導要領解説：各教科等編より)

- ① 見えにくさ
  - ② 聞こえにくさ
  - ③ 道具の操作の困難さ
  - ④ 移動上の制約
  - ⑤ 健康面や安全面での制約
  - ⑥ 発音のしにくさ
  - ⑦ 心理的な不安定
  - ⑧ 人間関係形成の困難さ
  - ⑨ 読み書き計算等の困難さ
  - ⑩ 注意の集中を持続することが苦手 など
- この視点以外にも、様々な困難さが考えられることに留意

# ▶ 文部科学省の調査より

(通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果より：2022年12月13日発表)



# 主な発達障害

## ▶ 学習障害：LD（文部科学省の定義）



- 全般的な知的発達に遅れはない
- 聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する  
→ 特定のもの習得と使用に著しい困難
- 原因：中枢神経系の機能障害  
視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない

# ▶ 注意欠陥多動性障害：ADHD

(文部科学省の定義)

- 年齢あるいは発達に不釣り合いな**注意力**、**及び／又は衝動性**、**多動性**を特徴とする行動の障害
- **社会的な活動や学業の機能に支障**をきたすもの
- 7歳以前に現れ、その状態が**継続**
- 原因：**中枢神経系の機能不全**

# ▶ 自閉症（文部科学省の定義）

- 他人との社会的関係の形成の困難さ
- 言葉の発達の遅れ
- 興味や関心が狭く特定のものにこだわる
- 原因：中枢神経系の機能不全
- 発達障害者支援法  
「自閉症、アスペルガー症候群その他の  
広汎性発達障害」  
→ アメリカ精神医学会（DSM-5）  
自閉スペクトラム症／自閉症スペク  
トラム障害（ASD）

# 問題行動：子供からのメッセージ

「わかりません」「こまっています」「たすけてください」

ヘルプサイン

こだわり・かんしゃく・  
多動・他害・自傷・  
不登校・学習不振

障害ゆえの  
たくさんの「困難さ」

何をするのか分からない  
うまく表現ができない  
みんなと同じ学び方では学べない  
感情や行動のコントロールができない  
過刺激で嫌だ

冰山モデル

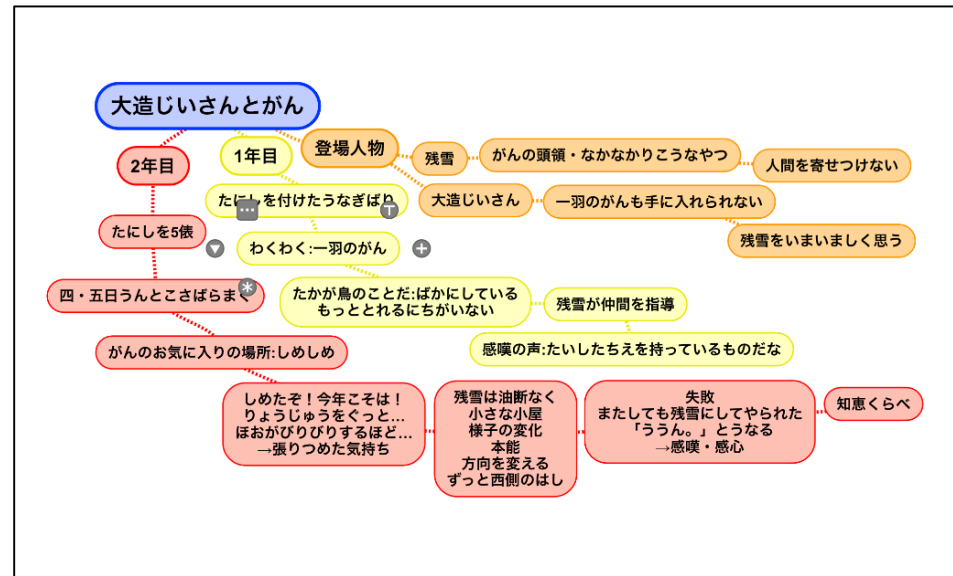
# LDの児童への配慮の例：国語科

困難さの状態・指導上の工夫の意図・手立て

(困) 文章を流暢に読むことが難しく、内容の理解が困難な場合

(意) 耳で聞くことにより、書かれていることの内容を読解することができるよう

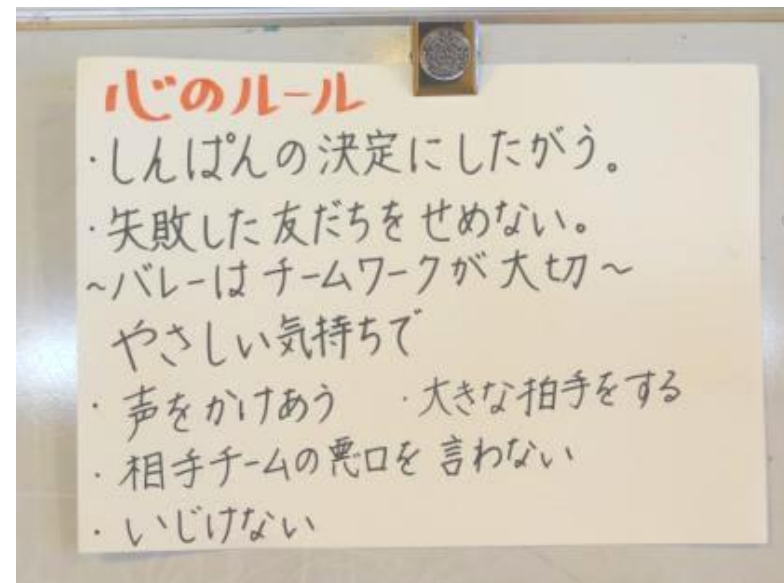
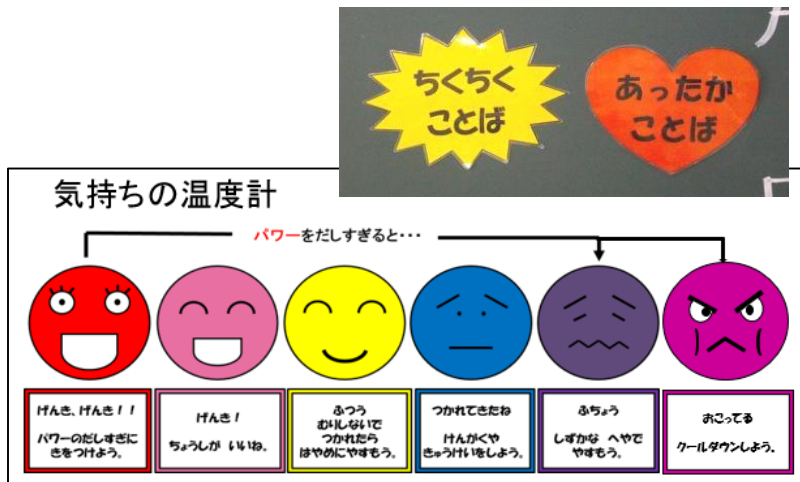
(手) DAISY教科書等、ICT機器を活用する



# ADHDの児童への配慮の例：体育科

困難さの状態・指導上の工夫の意図・手立て

- (困) 勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合
- (意) 考えたことや思ったことをすぐに行動に移してしまったりすることがないように
- (手) 勝ったときや負けたときの表現の仕方を事前に確認したりする





# ASDの児童への配慮の例：道徳科

困難さの状態・指導上の工夫の意図・手立て

(困) 他者との社会的関係の形成に困難がある児童の場合、相手の気持ちを想像することが苦手で字義通りの解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で

(意) 他者の心情を理解するために

(手) 役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化するなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要



# チームで理解・チームで支援

